

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度の事後指定（様式MM4）の手続きについて教えてください。

マドリッド制度では、商標の国際登録出願（様式MM2）のほか、商標が国際登録簿に登録（国際登録）された後は全ての指定国を対象として更新や変更の記録をWIPOに一つの手続きで申請することができます（出願については本国官庁経由のみ）。今回は、そのうち、指定国を追加できる事後指定（様式MM4）についてよくいただくお問い合わせをご紹介します。

## 1. 様式の作成方法は？

様式の作成方法については、WIPOが公表している「マドリッド制度の更なる活用にむけて」<sup>※1</sup>の「事後指定様式MM4」をご参照ください。

## 2. 国際登録前（国際登録番号の付与前）に事後指定はできますか？

できません。事後指定は、国際登録後（国際登録番号の付与後）に申請できます。様式には、国際登録番号を記載する必要があります。

## 3. 事後指定に合わせて、名称・住所変更（様式MM9）を行いたいのですが、同時に提出できますか？

できます。様式MM4の第7欄「事

後指定の効力日」の項目において、住所変更が記録された後に事後指定の効力が発効する旨を指示できますのでこちらをご利用ください。

この場合、様式MM9に欠陥（不備）がなければ、住所変更の記録日も事後指定日もWIPOが申請を受理した日になります。

## 4. ある指定国の拒絶の確定が国際登録簿に登録される前に、改めてその国を事後指定することはできますか？

できます。WIPOでは、既に指定されているものと同じ国と商品・役務を指定した事後指定を行ったとしても、そのことにより欠陥（不備）とはせず、そのまま記録し、指定国に通報します。よって、拒絶の確定の国際登録簿への記録後だけでなく、記録前であっても事後指定は可能です。

## 5. オンラインで事後指定する方法はありますか？

あります。E-Subsequent Designationサービス<sup>※2</sup>の利用によりオンラインで事後指定することができ、指定国の追加や商品・役務の限定も可能です。

なお、支払い方法はクレジットカードもしくはWIPOの予納口座（Current Account）のみとなりますのでご注意ください。

## 6. おわりに

近時、日本企業の主要な進出先であるタイやインドネシアなどもマドリッド協定議定書へ加盟し、事後指定を利用するケースも増えているかと思えます。本内容もご参考にいただき、ぜひマドリッド制度の事後指定をご活用ください。

手続き方法についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

※1 [http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making\\_the\\_most\\_of\\_the\\_madrid\\_system\\_mm\\_forms.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making_the_most_of_the_madrid_system_mm_forms.pdf)

※2 <https://www3.wipo.int/osd/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】  
TEL: 03-5532-5045（マドリッド制度）  
TEL: 03-5532-5030（その他制度等）  
<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=wjo>